

令和4年度大牟田市議会 第1回定例会 議案等の審議結果一覧 (R4.6.24)

議案等名		会派等名	自民・未来クラブ (10人)	公明党議員団 (5人)	民主・護憲クラブ (5人)	無所属 (北岡あや)	無所属 (崎山恵子)	無所属 (山田貴正)	審議結果
議案	第1号	専決処分について (令和3年度大牟田市一般会計補正予算)	○	○	○	○	○	○	全会承認
	第2号	専決処分について (大牟田市市税条例の一部を改正する条例)	○	○	○	○	○	○	全会承認
	第4号	令和4年度大牟田市一般会計補正予算	○	○	○	×	×	○	多数可決
	第5号	令和4年度大牟田市水道事業会計補正予算	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第6号	令和4年度大牟田市公共下水道事業会計補正予算	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第7号	大牟田市市税条例等の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第8号	大牟田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第9号	大牟田スタートアップセンター条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第10号	大牟田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第11号	大牟田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第12号	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第13号	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第14号	大牟田市企業局附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第15号	請負契約の一部変更について (大牟田市 (仮称) 新大牟田駅南側産業団地造成工事)	○	○	○	○	○	○	全会可決

議案等名		会派等名	自民・未来クラブ（10人）	公明党議員団（5人）	民主・護憲クラブ（5人）	無所属（北岡あや）	無所属（崎山恵子）	無所属（山田貴正）	審議結果
報告	第1号	令和3年度大牟田市一般会計予算継続費に係る 繰越しについて	採決はありません						
	第2号	令和3年度大牟田市一般会計予算繰越明許費に 係る繰越しについて							
	第3号	令和3年度大牟田市一般会計予算に係る事故繰 越しについて							
	第4号	令和3年度大牟田市水道事業会計予算の繰越し について							
	第5号	令和3年度大牟田市公共下水道事業会計予算の 繰越しについて							
	第6号	令和3年度大牟田市公共下水道事業会計予算の 事故繰越しについて							
	第7号	大牟田市土地開発公社の事業報告について							
	第8号	地方独立行政法人大牟田市立病院の事業計画に ついて							
発議	第1号	地方財政の充実・強化を求める意見書案	×	×	○	○	○	×	少数否決
	第2号	国民生活を守り抜くための物価高騰対策を求め る意見書案	×	×	○	○	○	×	少数否決
	第3号	学校給食の無償化を求める意見書案	×	×	○	○	○	×	少数否決
	第4号	教職員定数改善と教育予算の拡充を求める意見 書案	×	○	○	○	○	×	多数可決
	第5号	地方公共団体情報システムの標準化に向けての 意見書案	○	○	○	×	×	○	多数可決
	第6号	環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成 に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を 求める意見書案	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第7号	保育所等の職員配置基準と保育士の処遇の抜本 的な改善を求める意見書案	○	○	○	○	○	○	全会可決

*全議案等について光田茂議員（議長）を除く。

会派名称	所属議員
自民・未来クラブ	江上しほり、桑原誠、境公司、島野知洋、城後徳太郎、 徳永春男、中原誠悟、光田茂（議長）、森遵、森竜子、山口雅夫
公明党議員団	大野哲也、塩塚敏郎、平山伸二、三宅智加子、山田修司
民主・護憲クラブ	平嶋慶二、平山光子、古庄和秀、松尾哲也、森田義孝

■大牟田市議会では、採決に起立採決を採用しています。起立採決は、議長が議案等に賛成の意思のある議員に起立を求めます。反対の意思のある議員の態度を確認することはありません。

そこで、一覧表については、起立した会派（または議員）を○と表記し、着席の会派（または議員）を×と表記していますが、×が反対とは限りません。また、空白は欠席または表決の棄権を表します。

なお、議長は採決に加わるできません。